

沖市保幼第 814021 号
令和 2 年 8 月 14 日

保護者 各位

沖繩市長 桑 江 朝千夫
< 公 印 省 略 >

新型コロナウイルス感染症対策に係る沖繩県緊急事態宣言の期間の延長及び
警戒レベル第 4 段階移行に伴う家庭保育の協力依頼について

平素より、本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

沖繩県では、8 月 1 日以降、1 週間の人口 10 万人あたり新型コロナウイルスの新規感染者数が、全国最多の状況となり、県内における感染拡大の厳しい状況から、警戒レベルを第 4 段階に引き上げるとともに、8 月 15 日までの期間としていた「沖繩県緊急事態宣言」を、8 月 29 日までの 2 週間延長する事を決定しました。

市内においても、新規感染者が日々発生している状況もあり、引き続き感染拡大を防止するため、8 月 3 日に通知しておりました家庭保育のご協力期間を以下のとおり延長することといたします。

また、別紙にて留意事項を記載しておりますので、併せてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭保育の協力期間

(当初) 令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 2 年 8 月 15 日

(延長後) 令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 2 年 8 月 29 日

2. 保育料について

協力要請期間に家庭保育（お休み）いただいた日数分は日割り計算し、後日返金いたします。

担当：入所係 桃原・伊波・喜友名・添石
電話：098-939-1212 (内 3179・3133・3173)

【留意事項】

(1) 園児に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えて頂きますようお願いいたします。

但し、呼吸器症状等が感染症のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

(2) 園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から 2 週間は登園を控えて頂きます。

※但し、保健所より自粛期間を指示された場合は、その期間とします。

(3) 園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を県との協議の上、臨時休園となる場合があります。

(4) 園児（同居家族含む）が新型コロナウイルスに感染又は、濃厚接触者に特定された場合は、利用する保育所等へ情報提供をお願いいたします。保護者同意のもと、個人情報に配慮しながら感染拡大防止の対応を行います。

(5) その他

園児の保護者やご家族に対し偏見や差別などが無いよう、ご理解ご協力をお願いいたします。